

利府町立利府第二小学校 PTA 会則

第1章 総 則	第 1 条－第5条
第2章 役員及び参与・顧問	第 6 条－第10条
第3章 会議	第11条－第13条
第4章 専門部会並びに特別委員会	第19条
第5章 会計	第20条－第23条
第6章 表彰及び慶弔厚生	第24条
第7章 雜則	第25条

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 (会員) 1. 本会は、利府町立利府第二小学校 PTA と称し事務局を利府第二小学校内に置く。

第2条 1. 本会の会員は次の者のうち本会入会に同意した者とする。

- (1)利府第二小学校に在籍する児童の父母(保護者)又は、これに代わる者
- (2)利府第二小学校に勤務する教職員
- (3)本会の趣旨に賛同する利府第二小学校区民

2. 本会の会員は、役員の選挙権及び被選挙権並びに、所定の会議に出席し、発言する権利を有する。

3. 本会の会員は、会費を負担する義務を有する。

(目的)

第3条 1. 本会は、父母(保護者)と教職員が協力して、家庭と学校、社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

2. 本会は、自主独立の団体であり、他のいかなる団体からも支配や干渉を受けることはない。

3. 本会は、学校の教育目標達成のために協力し意見を述べるが、学校管理運営及び、人事には干渉しない。

(事業)

第4条 1. 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)学校と家庭の緊密な連絡・連携
- (2)教育施設及び教育環境の改善への協力
- (3)児童の保護及び学習の奨励
- (4)教師の研修に対する援助
- (5)会員相互の研修
- (6)その他本会の目的達成に必要な活動

(組織)

第5条

1. 本会の運営及び活動を民主的かつ能率的に行うため、環境サポート一部並びに学年コーディネーター部を置く。
2. 環境サポートー、学年コーディネーター部に関する必要事項は、別に規程で定める。

第2章 役員及び参与・顧問

(役員)

第6条

1. 本会には、次の役員を置く。
本部メンバー
会長、副会長、監事、会計(父母1名、教師1名以上とする)、事務長、
事務次長、書記
2. 役員
環境サポート一部長(1名)、学年コーディネーター長(各学年部1名 計6名)

(役員の選出)

第7条

1. 本部メンバーは PTA 加入者の希望を考慮し、前年度本部メンバーを中心に協議し選考した方を、4月の総会で承認する。
2. 環境サポートー、学年コーディネーターは総会後に会長が委嘱する。
3. 環境サポート一部長、学年コーディネーター長は、当該の各部で選出する。

(役員の任期)

第8条

1. 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条

1. 役員の任務は次の通りとする。
 - (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代理する。
 - (3)監事は本会の会計を監査する。
 - (4)会計は本会の会計を掌理する。
 - (5)事務長は本会の事務を掌理する。
 - (6)事務次長は事務長を補佐し、事務長事故ある場合はこれを代理する。
 - (7)書記は本会の会務について記録する。
 - (8)環境サポート一部長、学年コーディネーター長は当該の各部会を代表し、その会を掌理する。

(参与及び顧問)

第10条

1. 本会には参与及び顧問を置く。
2. 参与には現校長を、顧問には前会長を会長が総会で委嘱する。
3. 参与と顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 1. 本会の会議は総会、本部役員会、全体役員会とする。

2. 環境サポーター部会、学年コーディネータ部会は別に規程で定める。

(総会)

第12条 1. 総会は毎年4月末までに開催する。ただし、全体役員会において必要を認めた場合は、会長が招集して臨時に開催することができる。

2. 総会では、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)事業報告及び決算報告

(2)事業計画及び予算の承認

(3)第6条第1項にある本部メンバーの承認

(4)会則の改廃

(5)その他会務の運営に関する事項

3. 会長が、会員を招集しての開催が難しいと判断した場合は、総会を書面又は電磁的方法で開催することができる。

(本部役員会)

第13条 1. 本部役員会は第6条の本部メンバーをもって構成し、必要に応じて適宜開催する。

2. 本部役員会では次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)運営に必要な議案の審議

(2)涉外及び対外に関する事項の処理

(3)各部会の事業の助成と調整

(4)その他必要な事項

3. 会長が、構成員を招集しての開催が難しいと判断した場合は、本部役員会を書面又は電磁的方法で開催することができる。

(全体役員会)

第14条 1. 全体役員会は第6条の本部メンバー及び役員をもって構成し、会長が必要と認めた場合及び全体役員会の3分の1以上の要請があった場合は、会長が招集して開催する。

2. 全体役員会は総会に次ぐ議決機関とする。

3. 全体役員会では次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)総会に提出する議案並びに報告書

(2)各部会で立案された事業計画並びに事業報告

(3)必要ある場合の特別委員会の設置

(4)その他必要な事項

4. 会長が、構成員を招集しての開催が難しいと判断した場合は、全体役員会を書面又は電磁的方法で開催することができる。

(会議の招集及び議長)

- 第15条 1. 総会及び本部役員会、全体役員会は会長が招集し、その議長はその都度出席者の中から選出する。

(定足数)

- 第16条 1. 総会は会員の5分の1以上、本部役員会及び全体役員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開いて議決することができない。
2. 総会、本部役員会、全体役員会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。
3. 第1項の規定は、総会、本部役員会、全体役員会を書面又は電磁的方法で開催する場合に準用する。この場合において、同項中「出席」とあるのは「議決権行使」と読み替えるものとする。

(議決)

- 第17条 1. 会議の議事は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は議長が決める。
2. 前項の規定は、会議を書面又は電磁的方法で開催する場合に準用する。この場合において、同項中「出席者」とあるのは「議決権行使者」と読み替えるものとする。

(議事録)

- 第18条 1. 会議の議事録は書記が記録し、総会においては出席者2名の署名を受けなければならない。
2. 前項の規定は、会議を書面又は電磁的方法で開催する場合について準用する。この場合において、同項中「出席者」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第4章 専門部会並びに特別委員会

(専門部並びに特別委員会)

- 第19条 1. 本会第4条の事業を達成するために、部会並びに特別委員会を置く。
2. 専門部会並びに特別委員会に関する必要な事項は、別に規程で定める。
3. 専門部会並びに特別委員会の委員及び部員、委員は会長が委嘱する。

第5章 会計

(会計年度)

- 第20条 1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末をもって終わる。

(会計処理)

- 第21条 1. 本会の経費は会費、寄附及びその他活動の収入をもって充てる。
2. 会費は普通会費と臨時会費の2種類とし、普通会費は定められた月に納入し、臨時会費は必要な場合に適時徴収する。
3. 普通会費は年度初の総会において決定する。
4. 予算の追加及び修正は、会長が総会の決議を経て行わなければならない。ただし、総会を開けない場合は、全体役員会に諮って補正することができる。

(旅費)

- 第22条
1. 会員が本会を代表して会議等に出席する場合は、旅費等を支給する。
 2. 支給に関する必要事項は別に規程で定める。

(監査)

- 第23条
1. 本会の出納及びその他の会計事務は、年2回以上の監事の監査を受けなければならぬ。

第6章 表彰及び慶弔厚生

(表彰及び慶弔厚生)

- 第24条
1. 会員及び児童の表彰または、慶弔厚生に関する事項については別に規程で定める。

第7章 雜 則

(雑則)

- 第25条
1. この会則に定められたもののほか、本会の運営上必要な規程は、会長が全体役員会に諮って別に定めることができる。

附則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

昭和59年4月1日 一部改正

昭和61年4月1日 一部改正

昭和63年4月1日 一部改正

平成 4年4月1日 一部改正

平成 7年4月1日 一部改正

平成 8年4月1日 一部改正

平成 9年4月1日 一部改正

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

令和5年4月22日 一部改正

令和6年4月20日 一部改正